令和８年１０月２９日

鴻巣市長　並木　正年　様

鴻巣市総合振興計画審議会
会長　田尻　要

第７次鴻巣市総合振興計画基本構想（案）について（答申）

令和８年６月１９日付鴻総政第１９６号により諮問を受けた、第７次鴻巣市総合振興計画基本構想（案）について、本審議会は計４回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。その結果、本基本構想（案）は、人口減少・少子高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢が大きく変化する中において、将来を見据えた持続可能なまちづくりの方向性を示すものとして、おおむね妥当なものと認めます。なお、計画の推進に当たっては、次の事項に十分配慮されるよう要望します。

１　将来都市像の実現に向けた取組について

将来都市像である「人にも生きものにもやさしい　選ばれるまち　こうのす」の実現に向け、本市の強みや地域資源を活かしながら、人や企業から選ばれる持続的なまちづくりに向けた取組を推進されたい。

２　土地利用構想について

公共施設地ゾーンの廃止に際し、鴻巣警察署から埼玉県警察運転免許センター間は市外からの来訪者が多いという現状を鑑み、本市のにぎわいの創出や地域活力の向上につながる土地利用の推進を図るためのゾーニングについて検討いただきたい。

３　計画の周知と市民理解の促進について

「スマートシュリンク（縮充）」の考え方をはじめ、計画の内容について、市民や事業者等に分かりやすく周知し、理解の促進に努められたい。